

ユアサイドニュース 8月号

令和7年12月2日以降、従前の健康保険証は使用できなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証利用登録をしたもの）を使用することになります。マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。そのため、令和7年7月下旬より順次資格確認書が被保険者の自宅へ全国健康保険協会から送付されます。

資格確認書とは、マイナ保険証を有していない場合に医療機関等へ提示することで保険診療を受けることができる証明書です。

●送付時期（予定）

都道府県ごとに発送スケジュールが異なり、令和7年7月下旬から令和7年10月下旬にかけて順次発送されます。

下記が発送スケジュールの一例です。

東京都：令和7年8月1日～令和7年9月12日

神奈川県：令和7年8月20日～令和7年9月17日

●送付対象者

従前の健康保険証をお持ちの方であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方に送付されます。

対象者がいる事業所には「対象者一覧表」が事前に送付されます。

※対象者一覧表は今回に限り資格確認書が被保険者の自宅に送付されることに合わせ、事業所が対象者を把握するために送付されます。把握するだけでよく、事業所が行う手続きは特にありません。

被保険者の住所に送付された資格確認書が宛先不明等により不着となった場合は事業所へ送付されますので、担当者の方が資格確認書を配布することになります。

資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封される返信用封筒で協会へ返却することになります。

●送付先

被保険者の自宅へ特定記録郵便で送付されます。(被扶養者がいる場合は同封されます。)

また、令和7年12月2日以降は従来の健康保険証はご自身で破棄してください。

今回はマイナ保険証と資格確認書についてご案内しました。

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするためには、マイナポータル、医療機関窓口のカードリーダー、セブン銀行 ATM のいずれかで簡単に手続きが可能ですので、手続きがまだの方はぜひご検討ください。